

本人確認

運転免許証などで本人確認

5月1日から法律上のルールに



5月1日(木)から、届け出や証明書請求をするときに、窓口で本人確認をすることが法律で義務付けになります。個人情報保護や不正請求の防止を目的に、戸籍法・住民基本台帳法の一部が改正されました。

戸籍謄本・住民票などの請求

窓口に来た人の本人確認を行います。運転免許証やパスポートなど、官公署が発行した写真付きの証明書をお持ちください。保険証など写真が無い物は、複数の証明書が必要です。

戸籍の場合は、本人・その配偶者・直系親族(父母・祖父母・子など)が請求でき、住民票の場合には、本人や本人と同一世帯員が請求できます。それ以外の人から請求するときは、原則として委任状が必要です。詳しくは、窓口でお尋ね下さい。

婚姻などの届け出

養子縁組や協議離婚、婚姻、協議離婚、認知の届け出をするときは、窓口に来た人の本人確認を行います。確認方法は戸籍謄本の請求の場合と同じです。

● 不受理申し出を受け付け
養子縁組や協議離婚、婚姻、協議離婚、認知の届け出について、受理をしないよう本人から申し出をすることがあります。この申し出のときにも、本人確認を行います。確認方法は戸籍謄本の請求の場合と同じです。

転入・転出など住民異動の届け出

窓口に来た人の本人確認を行います。確認方法は住民票の請求の場合と同じです。異動する本人や本人と同一世帯員以外の人から届け出をする場合には、委任状が必要です。

問い合わせは
証明書の請求
市民課 ☎890-6107
戸籍の届け出
同課 ☎890-6103
住民異動の届け出
同課 ☎890-6106

後期高齢者支援金が新たに加わります

国保税の算出が変わる

4月から後期高齢者医療制度が始まりました。これに伴い国保税の算出方法の見直しが行われ、次のように変更になります。

後期高齢者支援金が追加

75歳未満の人は後期高齢者支援金分として保険料を負担することになりました。これまでは「医療分」と40〜64歳までの人は「医療分」を合わせた額で納めました。今年度からは「後期高齢者支援金分」も加算になります(表1参照)。

資産割が廃止

加入者の固定資産税額から計算されていた資産割が廃止されます。

税率の統一

市町村合併からの不均一課税が終わり、税率が統一されます。

軽減割合の変更

これまでの6割と4割の軽減がそれぞれ7割と5割の軽減に。また、新しく2割の軽減も加わります。対象は、前年の総所得が次の金額以下の世帯です(表2参照)。



お知らせ

税率など詳しくは7月にお知らせし、中旬に納税通知書を送付します。

なお、65歳以上の人を対象にした国保税の年金天引きは、本市では平成22年4月からです。

問い合わせは
国保年金課 ☎890-6250

表1 年齢別モデルケース

年齢別モデルケース	国保税の構成	納税方法
40歳未満の人	医療分、後期高齢者支援金分 (NEW)	医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて、国保の保険税として納めます。
40歳以上 65歳未満の人	医療分、後期高齢者支援金分 (NEW)、介護分	医療保険分と後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、一つの国保の保険税として納めます。
65歳以上 75歳未満の人	医療分、後期高齢者支援金分 (NEW)	医療保険分と後期高齢者支援金分は今までどおり国保の保険税として納めます。

表2 所得と軽減割合

33万円………	7割軽減
33万円+24万5,000円×世帯主を除く加入者数………	5割軽減
33万円+35万円×加入者数………	2割軽減

地区の魅力や輪を広げるために

本市では、市民の皆さんと一緒に地域の支え合いを深める工夫に取り組んでいます。地区の魅力や独自性を生かした個性豊かな地域づくりの輪を広げるため、「まえばし地域づくり推進大会」を開催。第1次・第2次モデル地区の活動報告、第3次モデル地区の指定などを行います。

日時 4月26日(土)午後1時30分
会場 前橋プラザ元氣21・3階ホール
対象 一般、先着450人
申し込み 当日会場へ直接



地域づくり推進大会(昨年)



上川淵地区(無農薬の野菜栽培)

地域づくり推進大会を開催

問い合わせは
政策課 ☎890-6510